徳島県の砂防基盤図を複製・使用するにあたっては、測量法に基づく複製・使用の承認が必要です。
作成される成果品や使用目的に応じて以下をご覧下さい。

〇砂防基盤図の申請フロー
〇申請手続きが不要のケース
〇複製の承認ができないケース

○砂防基盤図の申請フロー

（Y：該当する、N：該当しない）

砂防基盤図を複製・使用したい

目的は何ですか？

●私的に利用する
　□家庭内など限られた範囲内で利用することを目的として、本人が利用する場合
　□同好会やサークル等のように 10 人程度が一つの趣味なり活動なりを目的として集まっている限定されたごく少数のグループ内で利用する場合
●学校その他教育機関で利用する（授業等を担当する教員等や授業を受ける学習者自身が、授業の過程における使用に供することを目的として利用する場合）
●一時的な資料として利用する
●イラスト的に利用する
（詳細は「申請手続きが不要のケース」参照）

Y → 申請不要（ご自由にご利用ください。）

●学術論文に利用する
●試験問題として利用する
●テレビ番組等での短時間の利用
●刊行物等に少量の地図を挿入
（詳細は「申請手続きが不要のケース」参照）

Y → 申請不要（出典の明記をしてお使いください。）
例)「徳島県砂防基盤図」

N　どのような加工をしますか？

●承認済の成果品を承認後３年のうちに、そのまま転載する。
（詳細は「申請手続きが不要のケース」参照）

Y → 承認番号等を転載してお使いください。

N

●複製したものを基図として充分な独自データを附加して利用する
●砂防基盤図に十分な独自データを附加して紙媒体の印刷物をつくる
●砂防基盤図をそのまま組み入 GIS 等を構築
●ＧＩＳの背景図にする
●ホームページ等に掲示するための画像ファイルをつくる
●複製承認済みの成果品を複製する場合（地図の調製を行う場合は使用に該当します。）

Y → 測量法４３条（測量成果の複製）の申請が必要です

※複製機関が申請者である場合に限ります

N

●砂防基盤図を調製しなおし別種の地図を作成する
●砂防基盤図から立体的な地図を作製する
●使用承認済み成果品の複製、又は複製承認済み成果品を調製して別種の地図を作成
●砂防基盤図を直接加工して GIS の背景図等に利用（数値地図のデータをそのまま組み入れ、別レイヤーで情報を付加する場合は、「複製」に該当）

Y → 測量法４４条（測量成果の使用）の申請が必要です

○申請手続きが不要のケース

１．申請不要（ご自由にご利用ください。）

●私的に利用する
□家庭内など限られた範囲内で利用することを目的として、本人が利用する場合
□同好会やサークル等のように 10 人程度が一つの趣味なり活動なりを目的として集まっている限定されたごく少数のグループ内で利用する場合

●学校その他教育機関で利用する（授業等を担当する教員等や授業を受ける学習者自身が、授業の過程における使用に供することを目的として利用する場合）
□営利を目的としない教育機関であること（予備校や私塾は含まれない。）
□必要な限度内の部数であること

●一時的な資料として利用する
□打ち合わせ等で一時的に利用し、利用後は保管することなく処分する場合

●イラスト的に利用する
□ハンカチやＴシャツ等への印刷など、精度のない場合

２．申請不要（出典の明記をしてお使いください。）

●学術論文に利用する
□学会での発表、学術論文（営利目的で刊行するものは除く）において、利用する場合

●試験問題として利用する
□「入学試験」・「検定試験」などの問題として利用する場合で、あらかじめ承認を受けることが困難であるような試験で利用する場合

●テレビ番組等での短時間の利用
□番組等の内容補足のため、地図等を短時間画面に表示して利用する場合

●刊行物等に少量の地図を挿入
□刊行物等の内容を補足するため、下記基準程度の少量の地図等を補助的に挿入する場合

◇書籍、冊子、報告書、リーフレット等
・書籍等の１ページの大きさに対し１／４以下の大きさで地図等の一部を掲載する場合
・書籍等の１ページの大きさに対し１／２以下の大きさで地図等の一部を掲載する場合 → 書籍等の総ページ数の 30％以内
・書籍等の１ページの大きさに対し１／２を超え、１ページに収まる大きさで地図等の一部を掲載する場合 → 書籍等の総ページ数の 10％以内
・書籍等の内容に合致する地図等の一部を書籍等の表紙に利用する場合

◇ Web サイト等
・300 × 400 ピクセル以下の大きさで地図等の一部（ラスタ形式）を掲載する場合
・300 × 400 ピクセルを超え、画面に収まる大きさで地図等の一部（ラスタ形式）を掲載する場合 → Web サイト全体の中で５枚まで
※ スクロール機能により画面以上の地図が見られるような場合は１枚でも申請を要します。

《出典明示例》
「徳島県砂防基盤図」

３．承認済の成果品を、承認後３年以内に書籍等にそのまま転載する場合

承認を得た成果品を、承認の日から３年以内に、書籍やインターネットホームページ等へ転載する場合については、承認時の利用目的に添う利用の場合かつ成果品の内容の同一性が失われていない場合に限って、出典の明示により転載が認められます。

（例：紙媒体で作成した防災地図を、ウエブページにも掲載する場合）

上記の範囲を超える利用の場合は、新たな承認申請が必要です。

《出典明示例》
「徳島県砂防基盤図」を徳島県の承認を受け使用している。（承認番号：平成　年　月　日付第　　号）　等

〇複製の承認ができないケース
砂防基盤図に何ら手を加えずに全く同じもの（独自データの付加、データの一部切り出し等がされていないもの）を複製しようとする場合など

・数値地図の形式のみ変換
・色調を薄くしただけ
・解像度を荒くしただけ
・そのまま複製し、砂防基盤図とは違う図郭に変更しただけ
・貼り合わせただけ
・図郭を更に分割しただけ
・地図をほぼ同じ大きさに縮小・拡大しただけ（85％超～125％未満）
・空中写真の密着焼印画（23cm × 23cm）の85％超の縮小から、四倍引伸印画（92cm × 92cm）の125％未満までに拡大しただけ（部分引伸印画（10倍：92cm × 92cm）の125％未満までの拡大も含む）　等

※なお、上記例であっても地図等として刊行するのではなく、書籍等に内容を補足するために、地図等の一部を切り出し補助的に挿入する場合は承認できるものとする

・申請内容に虚偽があるもの
・公序良俗に反する目的又は犯罪行為に使用するための目的で複製しようとするもの
・複製しようとする測量成果が、申請された複製目的に照らして適切でないもの
・複製方法が適切でなく、測量成果としての精度が確保されないもの